

2020年12月15日

日本学生支援機構第二種奨学金
の貸与を受けている最高学年の学生 各位

学 生 課 長

第二種奨学金の貸与期間延長について

このことについて、第二種奨学金の貸与期間延長を希望する場合は、下記を確認し、学生課生活支援係(学生課4番窓口)へ申し出てください。

記

〔対 象 者〕

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了(予定)が令和2年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者(学部生・大学院生)

〔要 件〕

以下の全てにあてはまる必要があります。

- a. 令和2年度に最高学年で日本学生支援機構 第二種奨学金の貸与を受けていること
- b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと・就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなったこと
- c. 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を学長が認めること

〔延長期間〕 貸与期間を最大1年延長

申出期限

2020年12月25日(金) 17:00まで

担 当

学生課生活支援係(学生課4番窓口)

電話: 0532-44-6559 メール: seikatsu@office.tut.ac.jp

※参考: 日本学生支援機構 HP (最高学年でやむを得ず卒業延期となった方への支援)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/kikanenchou.html>